



5月1日～7日は **水道週間**

「ただいまー 蛇口ひねって 水ゴクリ」

市内の市指定給水装置工事事業者

事業所の名称	事業所の所在地	電話番号	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
三神設備機	今本町1丁目9番52号	<97>9265	安成工業機	篠目町肥田60番地1	<75>2611
金十ポンプ工業所	朝日町15番14号	<76>2568	機三幸	高木町下屋敷2番地	<77>2851
森田工業機	末広町5番1号	<76>2324	岡田設備	安城町戸崎27番地	<75>4179
岩月設備	東栄町2丁目9番5号	<98>7122	荻田設備	古井町高見13番地4	<75>1004
東海設備工業機	二本木新町1丁目17番19号	<75>1091	イブキ	安城町宮前80番地2	<76>2595
井戸直工業機	末広町2番7号	<76>6315	カネカ工業	小川町的場丘16番地12	<99>0785
旭設備機	城南町1丁目16番地5	<75>3694	桶重住宅設備	今池町1丁目15番5号	<97>8219
中設工事機安城営業所	横山町下毛賀知135番地	<76>3060	サンウエムラ	池浦町丸田298番地2	<77>1248
三水工業機	池浦町曲尺手23番地	<76>5371	武田機工機安城営業所	東端町用地110番地	<92>0441
泉建設工業機	和泉町上ノ切136番地	<92>0171	長谷部建材店	日の出町7番1号	<76>2033
水野設備	三河安城東町1丁目10番地3	<76>5724	石川住宅設備機	横山町浜畔上38番地2	<74>3478
和田設備	桜井町御林4番地1	<99>0158	中根設備	大東町15番11号	<76>3030
山本設備	桜井町城向121番地	<99>0741	福釜建設機	福釜町砂渡55番地	<75>7606
昌和管工	池浦町池浦118番地	<74>0228	萬分建材店	桜井町西町上52番地1	<99>0046
市川設備工業所	古井町堂前田27番地	<76>8743	安東工業	今池町3丁目7番17号	<73>6770
田島工業所	赤松町大北92番地2	<76>4759	石建工業機	高棚町郷209番地	<92>2358
奥田設備工業機	百石町2丁目34番地1	<75>1039	稲熊設備	橋目町茶臼207番地	<98>2446
鶴田設備工業	赤松町新屋敷190番地	<75>5106	梅村設備	赤松町大北71番地 キングコート安城赤松503号	<76>9565
杉山設備	里町柿田38番地	<97>8206	進和テック	法連町15番地13	<73>9555
鈴木水道	里町三郎5番地2	<97>0735	ヤマト住設	東端町用地24番地	<79>2016
シバタカンコー	柿崎町長合79番地	<97>0543	プランズ	和泉町中根山5番地	<92>2084
安城設備工業機	朝日町23番5号	<76>8822	キフネ社	上条町南組48番地1	<72>0989
浅井管工	安城町常福寺45番地1	<75>9151	濱嶋水道店	高木町高畑4番地1	<74>7284
吾名設備	福釜町蔵前157番地	<76>8009	薦田建設	安城町城堀17番地12	<75>2411
おげぎん	花ノ木町11番13号	<74>2855	山下住設	住吉町3丁目3番40号	<97>9445
中部工業機	相生町19番15号	<74>2777	一カ工房設備	今池町3丁目11番52号	<98>1469
丸正設備商会	根崎町西根145番地1	<92>1081	サン・シールド機	桜井町城阿原28番地	<99>6860

安城市の水は安全です
 浄水場・配水場だけでなく、家庭の蛇口からも水道水を取り、常に水質検査・管理を行っています。

安城市の水について
 安城市の水道水は、100〜200mの深井戸からくみ上げた良質な地下水(約3割)と、県営水道から購入する良質な水(約7割)の2種類を使っています。それを北部浄水場(浜屋町)、南部浄水場(和泉町)、中部配水場(東新町)の3つの施設から配水しており、全体で1日最大9万8000m³の配水能力があります。



ミネラルウォーターにもまけない 安城のおいしい水

異常水量・漏水の見分け方
 平常に比べて、使用水量が異常に多くなった時は、漏水の可能性が閉め、水道メーターの中のパイロットを確認してください。



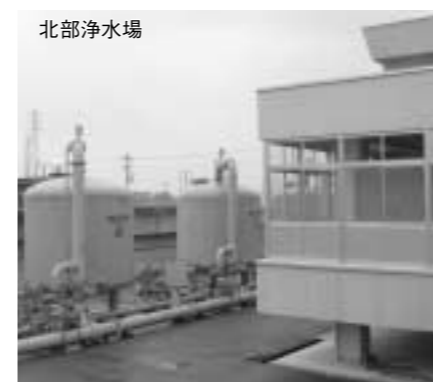
検針員からお願い
 メーターボックス上に駐車したり、物を置いたりしないでください。また、犬は出入口やメーターボックスから離れたところに待機させてください。問い合わせ▼水道業務課

水道の使用開始・中止
 3日前までにご連絡ください。当日や(日)曜は受け付けできませんのでご注意ください。問い合わせ▼水道業務課

訪問販売にご注意を!
 市の職員を装い「水道管の検査または清掃をする」と言って、各家庭に電話や訪問をする事例が発生しています。市では各家庭の水道管を清掃しません。また、依頼なしに水道管を検査することもありません。くれぐれもご注意ください。



浄水場の一般開放
 見学を希望する場合は、事前にご連絡ください。
 ■北部浄水場・中部配水場
 ●とき 6月1日(日)〜7日(土) 前9時〜午後4時30分
 ●申し込み 北部浄水場 ☎ <98>(7340)へ
 ■豊田浄水場・幸田浄水場(営水道)
 ●とき 6月1日(日)〜7日(土)
 ●申し込み 豊田浄水場(豊田市浄水町) ☎ 0565(45)1500、幸田浄水場(幸田町大字坂崎) ☎ 0564(62)1450、西三河水道事務所(☎ <98>5651)へ



市の職員を装い「水道管の検査または清掃をする」と言って、各家庭に電話や訪問をする事例が発生しています。市では各家庭の水道管を清掃しません。また、依頼なしに水道管を検査することもありません。くれぐれもご注意ください。

給水装置工事は指定工事事業者で

給水装置工事は、国家資格を持った主任技術者がいる市指定給水装置工事事業者(指定工事事業者)／上表参照が行います。なお、指定工事事業者が施工していない給水装置は、給水を受けられない場合があります。問い合わせ▼水道工務課

水道の漏水

水道本管からメーターまでの間で漏水した場合は、市が修理しますので、ご連絡ください。問い合わせ▼水道工務課

水道メーターの取り替え

水道メーターは、8年間(検定期間)使用すると、取り替えが義務付けられています。市では、該当するメーターの取り替え作業を、5月20日(火)〜10月20日(月)に実施します。該当するメーターの使用者には、あらかじめ連絡します。※費用の負担はありません。問い合わせ▼水道業務課